

奈良市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要領

制定 平成26年7月23日

（設置）

第1条 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）を策定し、公共施設等の適正な配置及び更新並びに長寿命化等に資するため、奈良市公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）総合管理計画の策定に関すること。
- （2）総合管理計画の策定に係る総合調整に関すること。
- （3）その他総合管理計画の策定に必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる者その他委員長が指定する者を委員として組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は財務部担当副市長をもって充て、副委員長は委員長以外の副市長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

（会 議）

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（関係課）

第6条 第3条に規定する委員は、別表第2に掲げる関係課を指揮し、その担当事項に関する調査及び検討を行わせるものとする。

（庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、財務部F M推進課において処理する。

（計画策定後の措置）

第8条 総合管理計画策定後、公共施設等の統廃合、更新、長寿命化等に関する審査、調査及び検討を行う機関を設置するものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成26年7月23日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

副市長
総合政策部長
総務部長
財務部長
市民生活部長
市民活動部長
保健福祉部長
子ども未来部長
保健所長
環境部長
観光経済部長
都市整備部長
建設部長
消防長
教育総務部長
経営部長

別表第2（第6条関係）

部局	関係課
総合政策部	危機管理課
総務部	管財課 保健所・教育総合センター管理課
市民生活部	生活環境課 医療政策課 交通政策課 住宅課 西部出張所総務課 月ヶ瀬行政センター総務住民課 月ヶ瀬行政センター地域振興課 都祁行政センター総務住民課 都祁行政センター地域振興課 東部出張所 北部出張所
市民活動部	協働推進課 地域活動推進課 文化振興課 スポーツ振興課 人権政策課 男女共同参画課
保健福祉部	福祉政策課 障がい福祉課 長寿福祉課
子ども未来部	こども園推進課 保健所・幼稚園課 子ども育成課 子育て相談課
保健所	保健総務課 保健・環境検査課 健康増進課
環境部	企画総務課 リサイクル推進課 まち美化推進課 環境精美工場 土地改良精美事務所
観光経済部	観光戦略課 観光振興課 奈良町にぎわい課 商工労政課
都市整備部	都市計画課 JR奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所 公園緑地課
建設部	土木管理課 道路維持課
教育総務部	教育総務課 生涯学習課 文化財課 埋蔵文化財調査センター 図書館政策課
学校教育部	保健給食課 地域教育課 教育支援課
消防局	総務課 消防課 指令課
企業局（経営部）	経理課 料金お客様課
企業局（上水道部）	配水課 浄水課
企業局（下水道部）	下水道維持課 下水道建設課 東部上下水道管理課

